

障害学生支援室だより

第6号 2026年10月

みなさん、今年度も半年が過ぎ、後学期になりましたね。

電気通信大学には、障害等の理由で修学上の悩みや困りごとなどのある学生をサポートする場所があります！それが、障害学生支援室です。障害学生支援室では、障害や疾患のある学生との面談や合理的配慮についての相談などを受けています。障害や疾患のある学生さんも大学で充実した日々を過ごすことができるようサポートしていますので、何か困ったことなどがある際はぜひご相談に来てください！

みなさんは就職活動について、考えたりしていますか？ 1～2年生の方や大学院に進学する予定の方などは、まだ考えていないかもしれないですね。障害や疾患のある学生さんは、就職活動や働くことへの不安などがある方もいるかもしれません（障害等に関係なく、全ての学生さんが不安だと思います）。

障害や疾患のある方の働き方の一つとして、「障害者雇用」というものがあるのはご存じでしょうか。今回は「障害者雇用」について、ご紹介します。

1

一般雇用

自分の障害や特性を職場（企業）に伝えない就労方法。

「クローズ」就労とも呼ばれる。

2

障害者雇用

自分の障害や特性を職場（企業）に伝える就労方法。

「オープン」就労とも呼ばれる。

メリット

- 求人数が多い
- 障害者雇用よりも給与が高い傾向がある
- キャリアアップのチャンスが広い傾向がある
- 障害や疾患について話す必要がない
- 業種や業務内容を自分で選ぶことができる
- 就活の進め方や就活体験記のような情報が比較的多くある

メリット

- 合理的配慮が受けやすい
- 業務内容を自分の特性等に合わせて調整してもらうことができる
- 働く環境の物理的・制度的なサポートを受けることができる
- 専門のサポーターなどが存在して、相談しやすい環境
- 症状や特性等と業務内容のマッチングを丁寧に考えてもらえる
- 転職の可能性が低い

*企業によって違いはあります

障害者雇用での就活

・障害者手帳が必要

障害者雇用での就職には【障害者手帳*】が必要になります。障害や疾患の診断だけではなく、障害者手帳を取得する必要があります。申請から取得まで時間を要することもあるようです。

*障害者手帳とは：

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳の総称です。障害分類によって手帳や制度の根拠となる法令等が異なります。

~~~~~

### ・一般雇用と障害者雇用の2択ではない

障害者雇用、一般雇用は、どちらの雇用形態にもメリットがあると思いますので、どちらか一方に絞って就活をする必要はないと思います。仮に障害者手帳を持っていても、それを企業に伝える義務はありませんので、A社は一般雇用、B社は障害者雇用など、企業や求人によって使い分けるのも良いと思います。

~~~~~

・わからないことなどがあれば相談を

就活に関する学内の相談先としては、キャリア支援センター（東2号館1階）があります。障害学生支援室でも、就活や障害者雇用等に関する相談も受けています。また、障害者雇用については、学外の就労移行事業所等にも相談することができます。

障害学生支援室の面談予約方法

障害学生支援室では、臨床心理士・公認心理師のコーディネーターが相談に応じています。

どんな支援を受けられるのかな、自分でも受けられるのかな、と思う方もいらっしゃるかも知れませんが、気になることがあれば、まずは相談してみてください。気軽な質問なども大歓迎です。

*予約方法

窓口：B棟1階 学生サポートルーム

Tel：042-443-5084

Mail：shien@office.uec.ac.jp

*開室時間

月曜日～金曜日 9：00～17：00

